

## 【行動規範】

日本社会人ゴルフ選手権競技委員会はプレーヤー、開催倶楽部、そしてこの競技に関わる人々の質に誇りを持っています。この競技がすべての人々に楽しんでもらえるように、すべてのプレーヤーはこの行動規範に従わなければなりません。行動規範は練習ラウンドを含めこの競技の開催期間中はすべてのプレーヤー、そのキャディーに適用されます。この規範の目的は、プレーヤーに自らの行動の結果を知ってもらうために、プレーヤーに期待されることを説明し、違反となる行動を明確にすることにあります。規則 1.2「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかなければなりません。

### 【行動規範の違反となる行動の例】

- ・ コースの保護をしない(例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さない、目土をしないなど)
- ・ 受け入れられない言動をする。
- ・ クラブ、コースを乱暴に扱う(クラブを投げたり、コースを損傷させる)。
- ・ 他のプレーヤー、競技委員、関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
- ・ いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。
- ・ 認められていない場所での喫煙、飲酒。
- ・ 違法薬物の摂取。
- ・ 違法物の所持。
- ・ 開催倶楽部のドレスコードに従わない。
- ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度。
- ・ 政府、地方自治体、開催倶楽部、主催者が要請する新型コロナウイルス感染症防止対策に従わない。

### 【行動規範の違反の罰】

- ・ 行動規範の最初の違反 : 競技委員からの警告、あるいは競技委員会による制裁
- ・ 2 回目の違反 : 1 罰打
- ・ 3 回目の違反 : 2 罰打
- ・ 4 回目の違反や重大な非行 : 失格

プレーヤーは上記の行動基準に違反した時点で罰が自動的に適用されるのではなく、罰を適用するかどうかについては競技委員会、競技委員長の裁量に委ねられる。

### 【懲戒的な制裁】

競技委員会には行動規範に違反したプレーヤーに、今後のスポーツニッポン新聞社主催競技への参加を一定期間認めない等の懲戒的な制裁をする権限がある。失格の罰を伴う行動規範の違反や重大な非行をしたプレーヤーに懲戒的な制裁をする場合、競技委員会は書面によりそのプレーヤーに通知する。プレーヤーはその書面の日付から 30 日以内でその違反に対する弁明を書名で提出することができる。競技委員会は提出された文書、競技委員、関係者等からのすべての情報を勘案して制裁を決定する。

### 【ゲームの精神に反する行動の重大な違反】

上記行動規範に関わらず、規則 1.2a に基づいて、競技委員会はゲームの精神に反する行動の重大な非行についてプレーヤーを失格とすることができる。